

仙台市行政手続条例等の一部を改正する条例

(仙台市行政手続条例の一部改正)

第一条 仙台市行政手続条例(平成七年仙台市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第十三条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和七年総務省令第百三号)に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十四条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十条第三項中「第十三条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十七条中「第十三条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十六条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十三条第三項後段」を「第十三条第四項後段」に改める。

(仙台市職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 仙台市職員の分限に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 仙台市行政手続条例(平成七年仙台市条例第一号)第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該職員の所在を知ることができないときにおける書面の交付の方法について準用する。

(仙台市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 仙台市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該職員の所在を知ることができないときにおける書面の交付の方法について準用する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。  
第十九条の七第六項を次のように改める。

6 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける書面の交付の方法について準用する。

（仙台市職員退職手当条例の一部改正）

第五条 仙台市職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第三項を次のように改める。

3 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける通知の方法について準用する。

第十四条第四項中「（平成七年仙台市条例第一号）」を削る。

（仙台市屋外広告物条例及び仙台市都市公園条例の一部改正）

第六条 第一号に掲げる条例の規定中「、規則」を「、仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第四項前段の規定の例により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、規則」に改め、第二号に掲げる条例の規定中「の規定による掲示」を「に掲げる方法による公示」に改める。

一 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第四号）第二十二条第一項第一号及び仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）第十八条第一項第一号

二 仙台市屋外広告物条例第二十二条第一項第二号及び仙台市都市公園条例第十八条第一項第二号

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の仙台市行政手続条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十三条第三項及び第四項（これらの規定を改正後の条例第二十条第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）（これらの規定を他の条例において準用し、又はその例による場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う通知、書面の交付又は公示（これらに相当する行為を含む。）

以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行った通知、書面の交付又は公示については、なお従前の例による。